

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた 高等教育の在り方



文部科学省

文部科学省文部科学戦略官

伊藤学司

高等教育改革の歩み

平成3年 大学設置基準の大綱化

大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、かつ多様に行えるよう大綱化・簡素化(開設授業科目の科目区分(一般教育、専門教育、外国語、保健体育)の廃止等)

平成13年 「大学(国立大学)の構造改革の方針―活力に富み国際競争力のある国公私立大学づくりの一環として―」(遠山プラン)

国立大学の再編・統合、国立大学法人への移行、第三者評価の導入等

平成15年 設置認可の見直し
(届出制度の導入、抑制方針の撤廃、設置審査の準則化等)

平成16年 認証評価制度の導入

事前規制から
事後チェックへ

平成16年 国立大学の法人化

平成17年 「我が国の高等教育の将来像(答申)」(中央教育審議会)

「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」への移行

平成30年 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(中央教育審議会)

”学修者本位の教育への転換” … 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化
⇒ 多様性と柔軟性の確保(多様な価値観が集まるキャンパスの実現)、「学び」の質保証の再構築 等

令和2年 高等教育の修学支援新制度(定員充足率など一定の要件を満たすことの確認を受けた機関のみ対象)

令和5年 学部等設置認可における学生確保の見通しの審査基準を厳格化
私学助成における定員未充足大学の減額率の更なる強化

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化

国連・SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」

Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

予測不可能な時代を生きる人材像	<ul style="list-style-type: none">● 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく● 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材
学修者本位の教育への転換	<ul style="list-style-type: none">● 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)● 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」	● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元
研究力の強化	● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与
産業界との協力・連携	● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
地域への貢献	● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

● 全学的な教学マネジメントの確立

→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る方針の作成

● 学修成果の可視化と情報公表の促進

→ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報

・ 教育成果や大学教育の質に関する情報

の把握・公表の義務付け

→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を受用することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

● 教育・研究コストの可視化

● 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

公的支援も含めた社会の負担への理解を促進

→ 必要な投資を得られる機運の醸成

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …



高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

● 18歳人口:120万人(2017)

→ 88万人(現在の74%の規模)

● 大学進学者数:63万人(2017)

→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」

（令和5年2月24日第11期中央教育審議会大学分科会）より抜粋

- 現下の極めて急速な少子化の進行は、各大学における教育研究上あるいは経営上の努力や工夫によって乗り越えることが困難なほどの経営環境の悪化をもたらしかねない深刻な状況である。令和3年の出生数は調査開始以降最少の81万1,662人であり、従来の推計より7年早く少子化が進行している。さらに、令和4年1月から10月の出生数は前年を約5%下回り、もしこのままのペースで推移すれば約77万人と調査開始以降の最少を更新することとなる。我が国は、まさに社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれていると言える。
- こうした中、政府においては、こども・子育て政策を最重要政策と位置付けて、高等教育の負担軽減も含めて、こども・子育て政策の抜本的な強化、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた検討が進められており、今後、少子化の進行が我が国の高等教育にどのような影響を与えていくのかについて、現時点において正確に予測することは困難ではある（中略）。
- 少子化に伴う人口減少は特に地方において急速に進行することが見込まれており、地方の中・小規模の高等教育機関に与える影響は大きく、今後、定員未充足の大学や短期大学が増加し、経営破綻に至ることも考えられる。これまで、地域における人材育成や定着、教育や研究開発等を通じた地域産業の発展、地域づくりの中核としての役割、シンクタンクとしての機能など幅広い観点で地域活性化に貢献してきた大学等の衰退や撤退は、地域における学びの機会の喪失や地域からの人材流出の加速を招き、地域の成長の駆動力を失うことにつながりかねないため、各大学における努力や工夫によって乗り越えることが困難なほどに深刻な現在の状況を踏まえ、地域の高等教育の存続への抜本的な対策について適正規模も視野に入れつつ検討をする必要があるだろう。
（「Ⅲ.学生保護の仕組みの整備 1. 学生保護の仕組みの整備が求められる背景・課題等」より）

…今期の議論においては、今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセスの確保の在り方や、国公私の設置者別の役割分担の在り方等については、現下の極めて急速な少子化の進行等を踏まえ、これ以上先延ばしにすることのできない課題であるという強い問題意識を委員間で共有できたものの、一定の方向性を打ち出すまでには至らなかった。これらの課題については、来期以降の大学分科会において更に掘り下げて議論していくことが必要である。その際、従来の推計をはるかに上回るペースでの少子化の進行に加えて、コロナ禍を契機としたオンライン教育の普及・進展、深刻な停滞から回復の兆しを見せつつあるグローバルな人的交流やこれを受けたグローバル人材育成の取組の進展、国境を越えた人材獲得競争の激化、更には国際卓越研究大学制度の創設や地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ等の研究大学への支援施策の強化といった、グランドデザイン答申以降の高等教育機関の在り方に関わる様々な状況の変化や、地域活性化の核として高等教育機関が果たすべき役割等も踏まえた検討が求められる。

（「おわりに」より）

第12期中央教育審議会大学分科会について

第12期大学分科会における主な検討事項

- 急速な少子化の進行等を踏まえた今後の高等教育の在り方について**
 - ・ 今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセスの確保の在り方や、国公私の設置者別の役割分担の在り方等について、一定の方向性を打ち出すべく引き続き審議を進める。
- 大学院制度と教育の在り方について**
 - ・ 大学院部会においては、人文科学・社会科学系における大学院教育改革について最終とりまとめに向けて審議を行うとともに、大学院におけるリカレント教育、大学院における基幹教員の考え方について、引き続き審議する。
- 法科大学院等の教育の改善・充実について**
 - ・ 法科大学院等特別委員会においては、第11期の議論のまとめを踏まえ、新たな一貫教育制度の着実な実施、在学中受験に向けた教育課程の工夫等について、引き続き審議する。
- 認証評価機関の認証について**
 - ・ 認証評価機関の認証に関する審査委員会においては、認証評価機関の認証について、引き続き審査する。
- 教育課程等に係る特例制度について**
 - ・ 教育課程等特例制度運営委員会においては、大学からの申請に基づき、特例の認定について、引き続き審査する。

第12期大学分科会における部会等

第12期大学分科会においては以下の部会等を設置する。
(令和5年5月17日中央教育審議会大学分科会決定)

- 大学院部会**
- 法科大学院等特別委員会**
- 認証評価機関の認証に関する審査委員会**
- 教育課程等特例制度運営委員会**

第12期大学分科会委員

(委員) 9名	
熊平美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
後藤景子	一般社団法人全国高等専門学校連合会会長
◎永田恭介	筑波大学長
橋本雅博	住友生命保険相互会社取締役会長
日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
湊長博	京都大学総長
○村田治	関西学院大学経済学部教授
○吉岡知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長

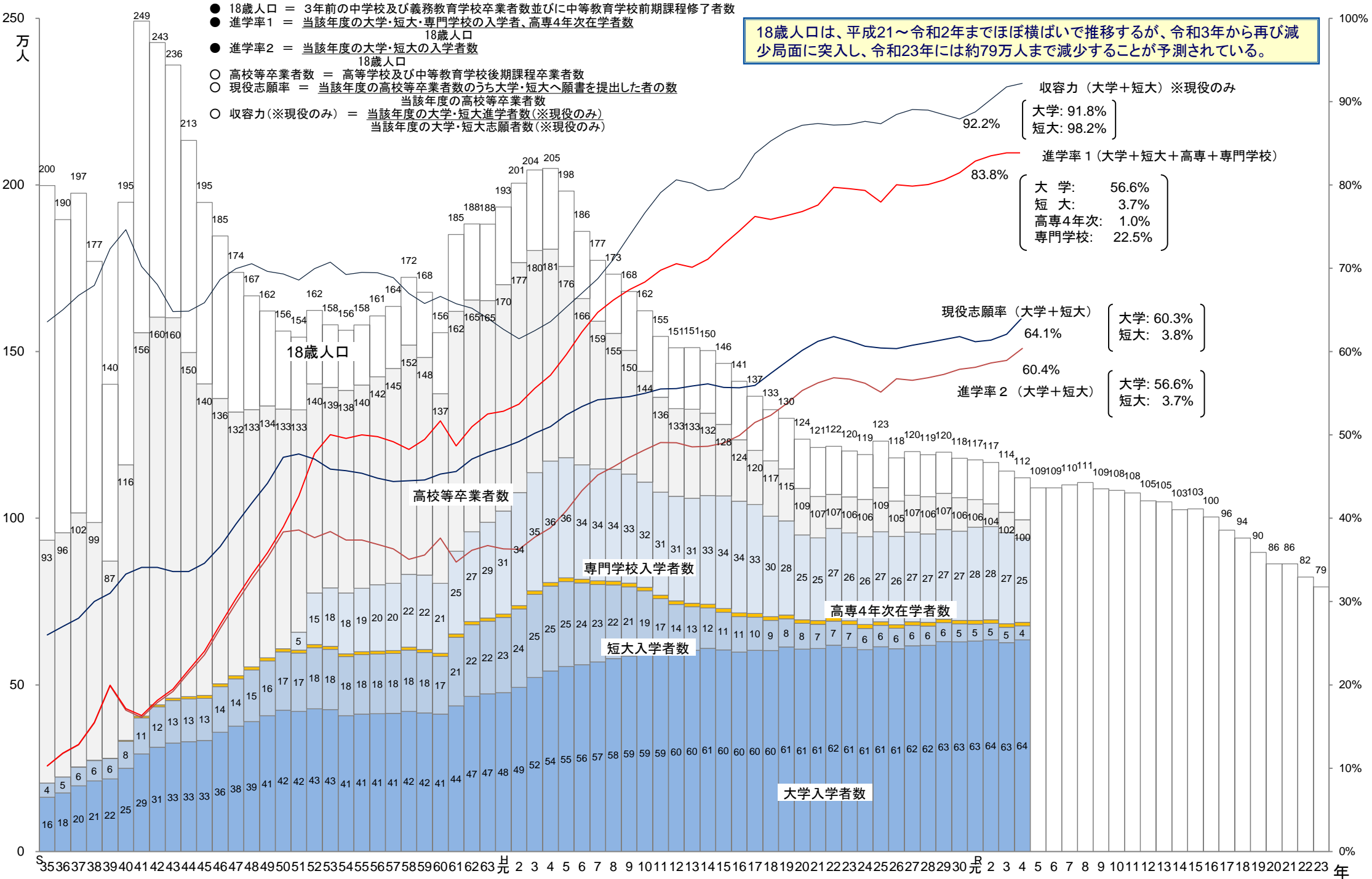
(臨時委員) 20名

相原道子	横浜市立大学学長
麻生隆史	学校法人第二麻生学園理事長・山口短期大学学長
多忠貴	学校法人電子学園理事長
大野英男	東北大学総長
大森昭生	共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
金子晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長 日本労働組合総連合会副会長
小林弘祐	学校法人北里研究所理事長
志賀啓一	学校法人志学館学園理事長
須賀晃一	早稲田大学副総長
高宮いづみ	近畿大学副学長・文芸学部教授
曄道佳明	上智大学長
濱中淳子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
平子裕志	ANAホールディングス株式会社取締役副会長
福原紀彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長
益戸正樹	UiPath株式会社特別顧問
松下佳代	京都大学大学院教育学研究科教授
森朋子	桐蔭横浜大学学長
両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
吉見俊哉	國學院大學観光まちづくり学部教授
和田隆志	金沢大学長

計29名(令和5年5月17日現在)

◎分科会長 ○副分科会長 (五十音順・敬称略)

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

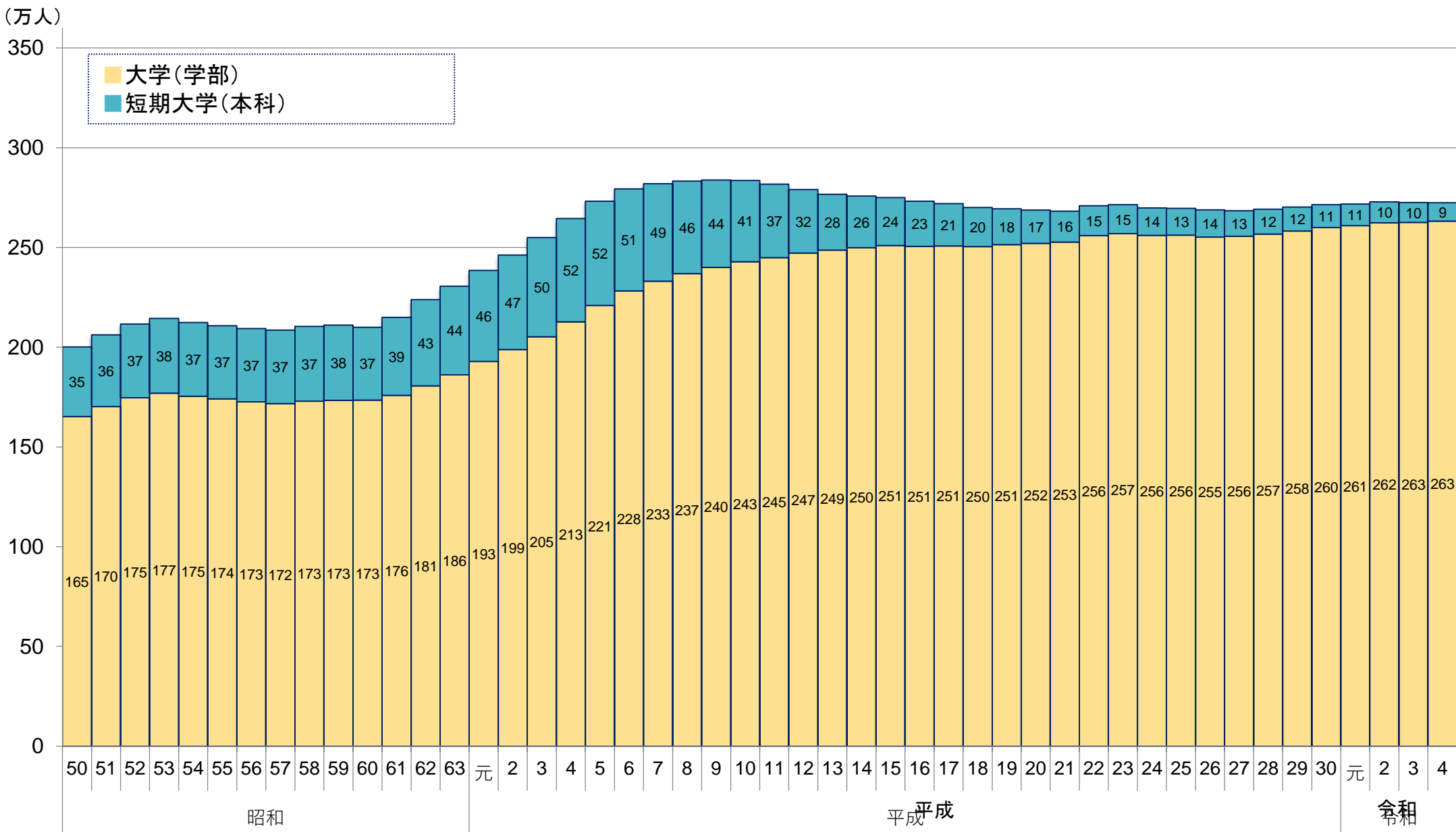


出典：文部科学省「学校基本統計」。令和5～23年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。

※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

大学・短期大学の在学者数の推移

平成19年(2007年)と比較して我が国の高等教育機関の在学者数の総数は減少している。大学(学部)の学生数は251万人から263万人へ増加している。

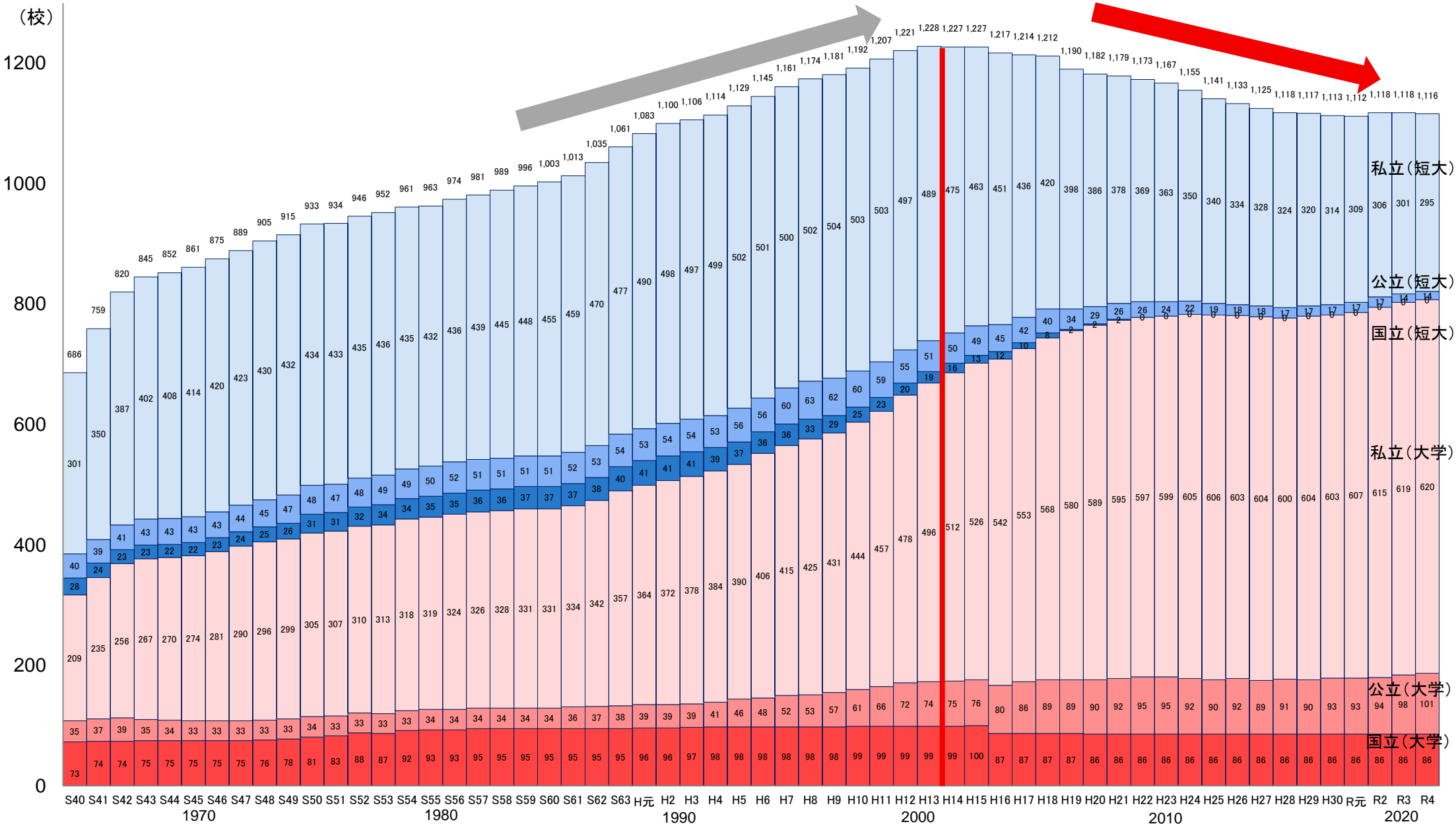


出典: 文部科学省「学校基本統計」

大学・短期大学数の推移

【近年の主な傾向】

平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数が減少傾向。特に四大化や廃止により短大の数が減少している。



※学生募集停止の学校も含む。
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

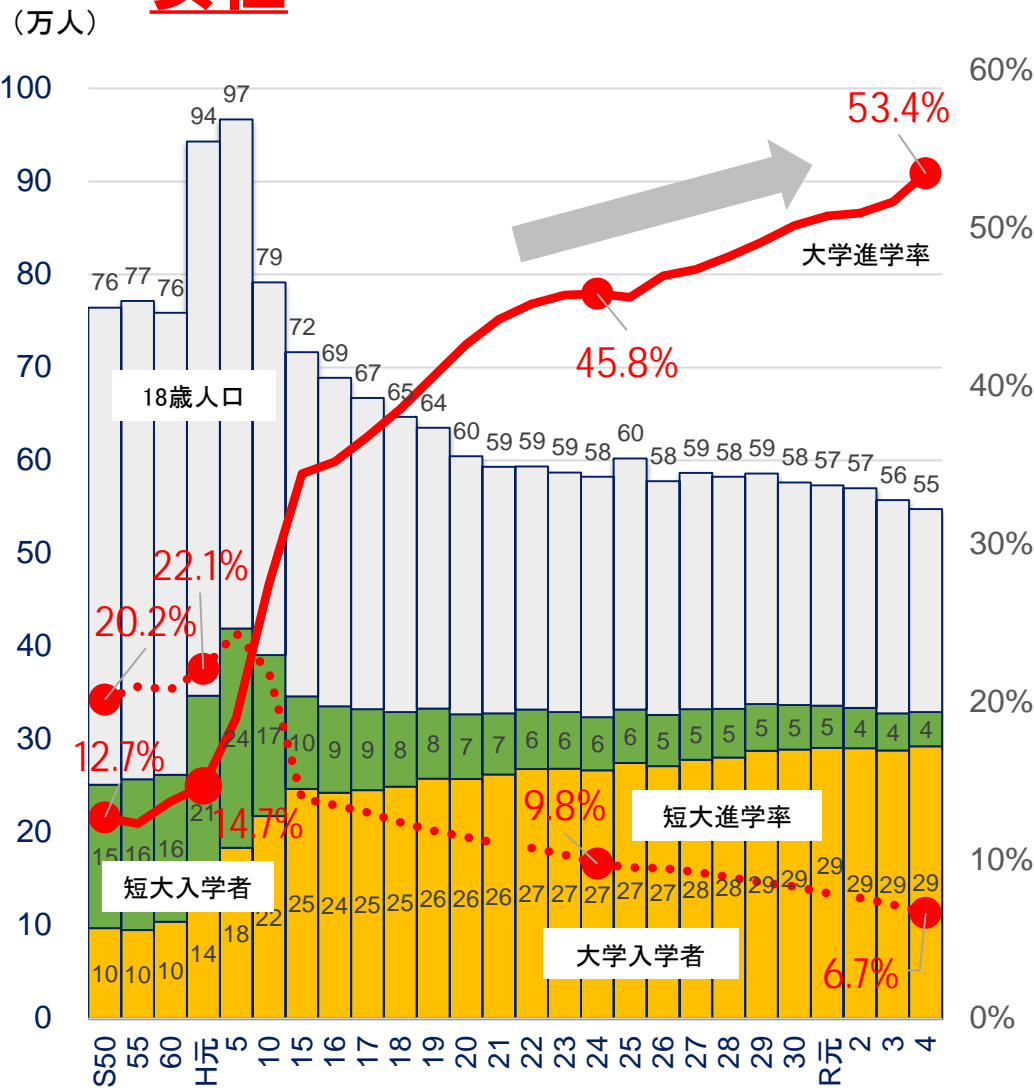
男女別・18歳人口と大学進学率等の推移

- 昭和50年(1975年)と比べて、女性の大学入学者数は約19万人増加、進学率も約40ポイント増加。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

H24→R4

大学進学率: 約7.6ポイント増
 大学入学者数: 約2.6万人増

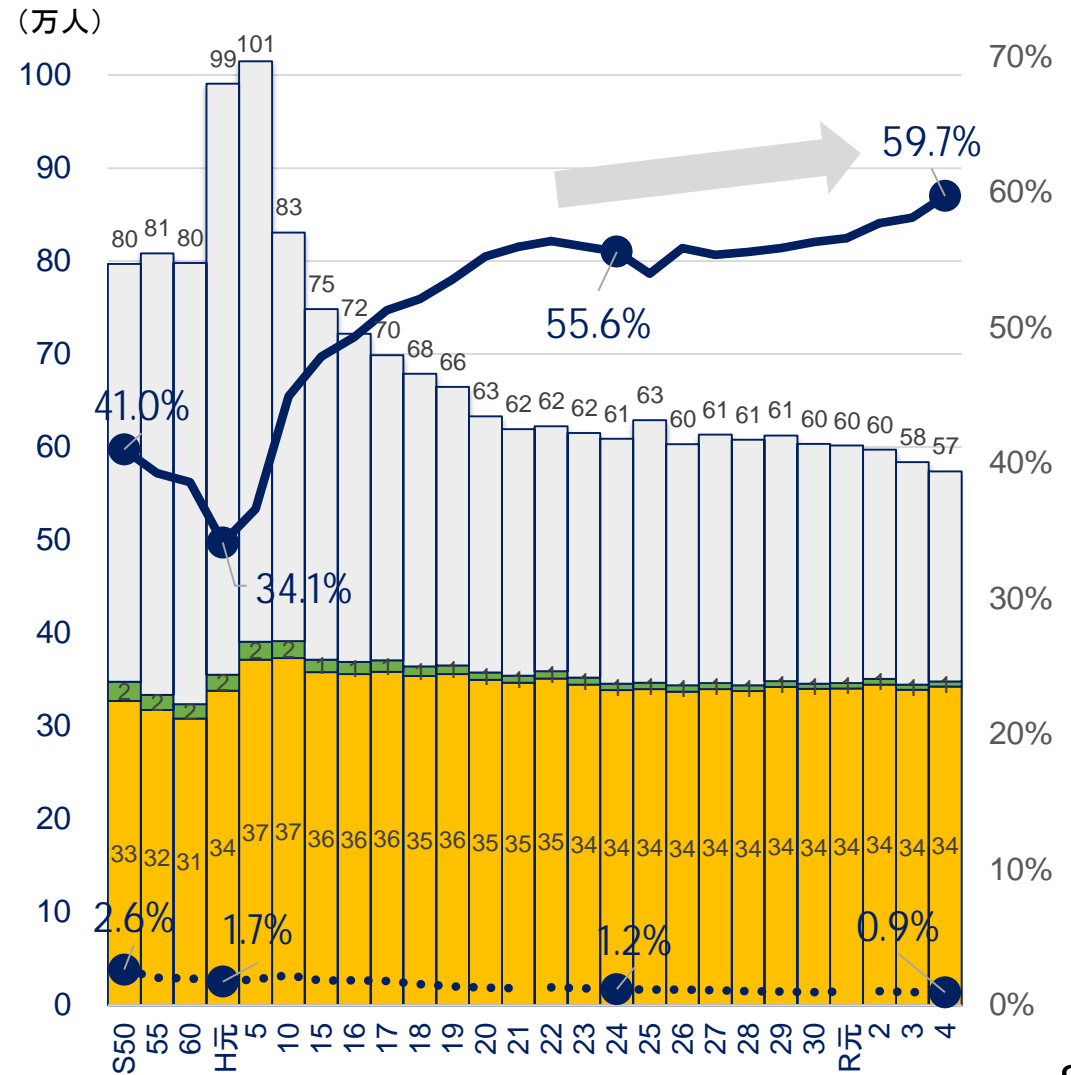
女性



H24→R4

大学進学率: 約4.1ポイント増
 大学入学者数: 横這い

男性



【出典】文部科学省「学校基本統計」

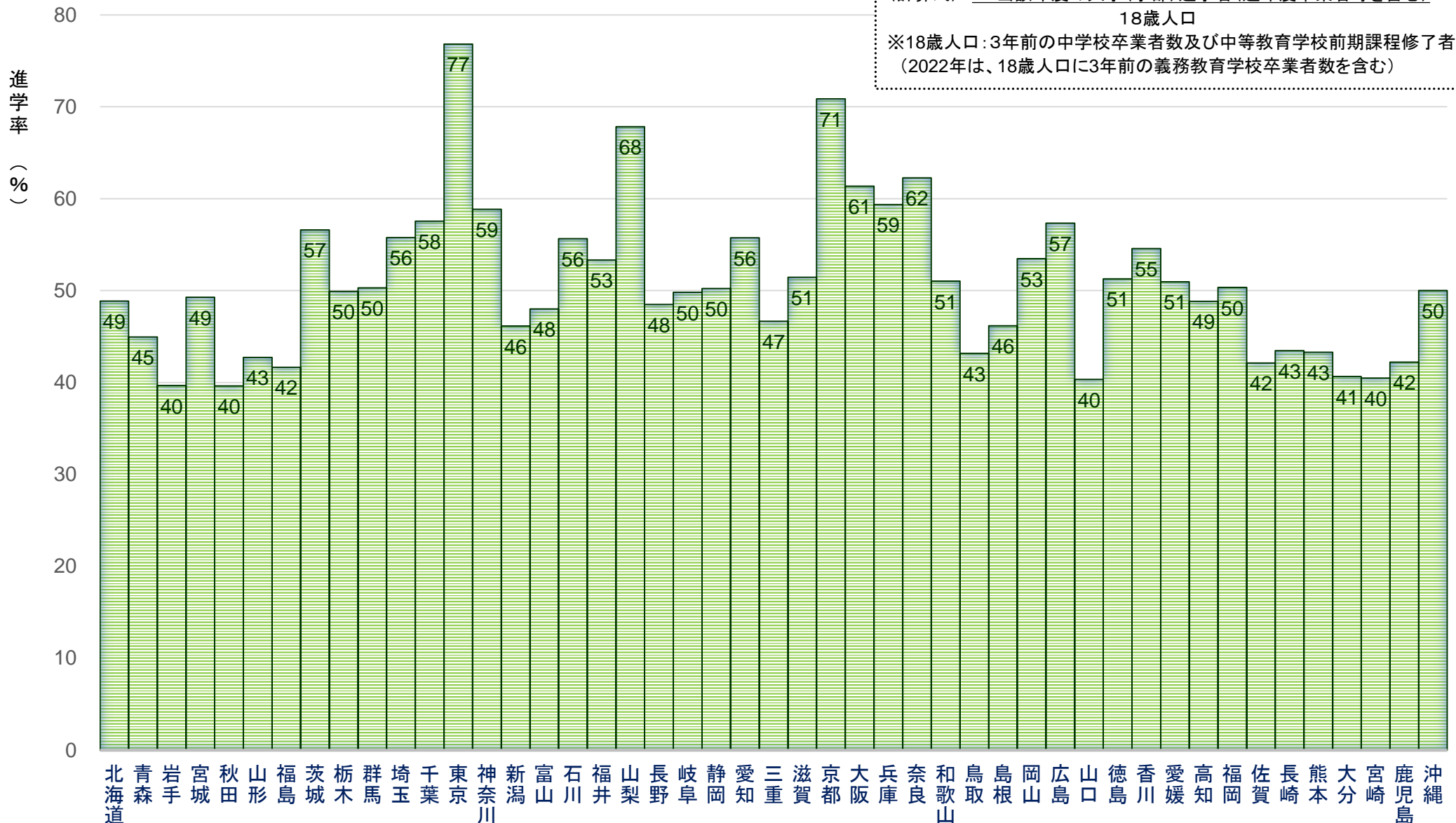
都道府県別大学(学部)進学率(過年度卒業生等を含む)

都道府県別の過年度卒業生等も含む大学(学部)進学率は、地域によって差がある。

○都道府県別の大学(学部)進学率(過年度卒業生等を含む)

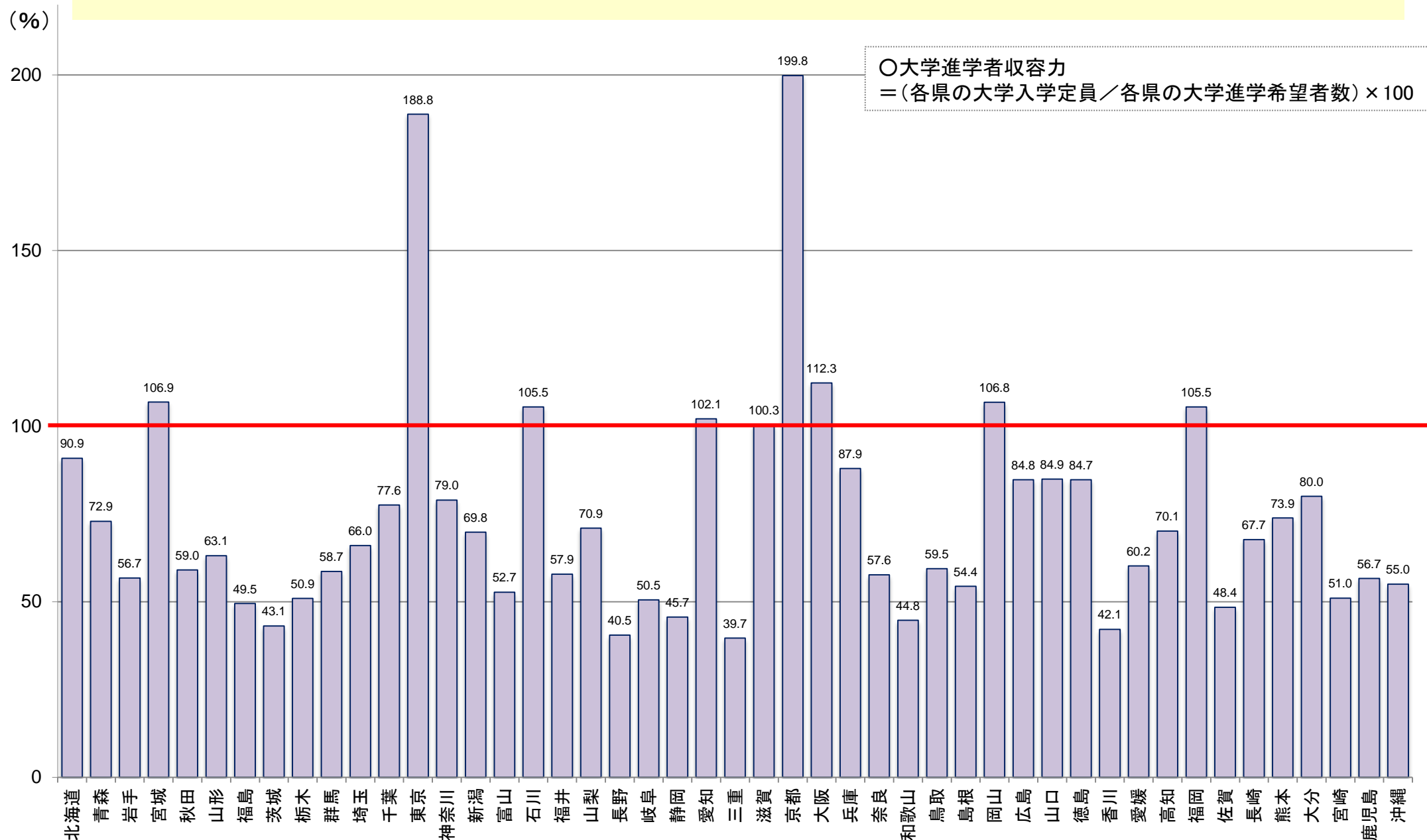
(計算式) $\frac{\text{当該年度の大学(学部)進学者(過年度卒業生等を含む)}}{\text{18歳人口}}$

※18歳人口:3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数
(2022年は、18歳人口に3年前の義務教育学校卒業生数を含む)



都道府県別大学進学者収容力(対大学進学希望者)

各県の大学進学希望者に対する収容力は、東京都と京都府で150%を上回っているほか、8県でも90%を超えている。他方で、50%に満たない県も8県ある。



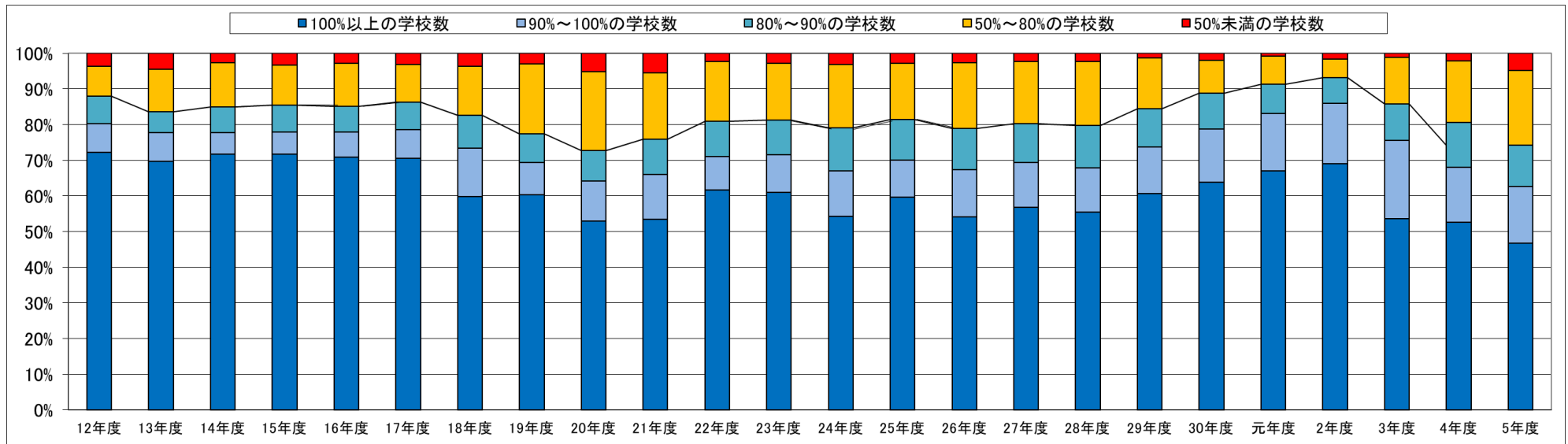
○大学進学者収容力
 = (各県の大学入学定員 / 各県の大学進学希望者数) × 100

(出典) ○大学入学定員数: 文部科学省調べ(令和4年度) (※各県(学部)の所在地による)に所在する大学の入学定員)
 ○大学進学希望者数: 文部科学省「学校基本統計(令和4年度)」

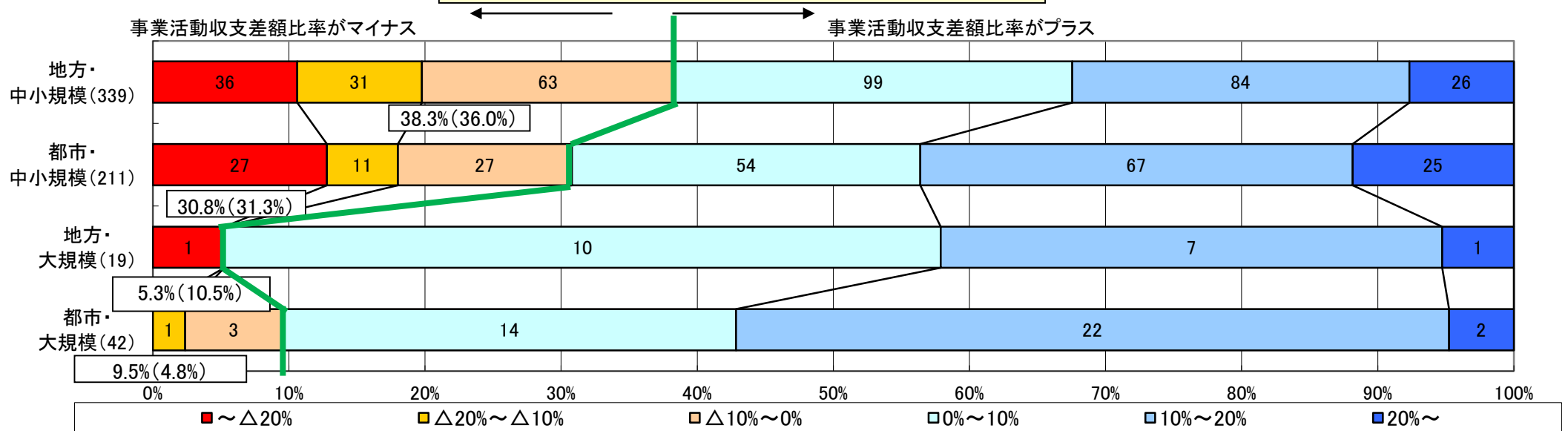
私立大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団
「令和5(2023)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私大の約53%が入学定員未充足(約26%が充足率80%未満)



地方中小私大の収支状況は約4割が赤字傾向



※ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合

日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(令和4年度版)」より作成

経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

学校法人の義務
(私学法25条)
設置校の教育研究に必要な財産の保有

経営指導の充実の必要性
18歳人口減少
グローバル化
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」
・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
・経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要

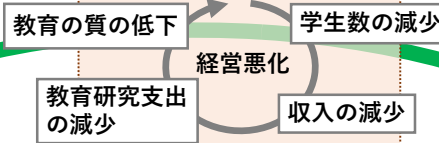
学校法人の責務の明示
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)
・自主的な運営基盤の強化
・設置校の教育の質の向上
・運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度(S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



学校法人に対する一体的な経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- 合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- 「経営改善のためのハンドブック」作成・提供
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「経営判断指標」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

経営指導の充実・強化(R元年度～)

- 新たに「経営指導強化指標※」を設定し、経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握
※ 「「運用資産－外部負債」がマイナス」かつ「「経常収支差額」が3か年マイナス」
- 学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、集中的な経営指導を実施する学校法人を決定
- 私学事業団の経営相談を必須として経営改善計画を策定させ、3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、集中的な指導・助言を実施
- 経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人に対しては、対応方策を示した上での経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)、及び、その方策の方向性の財務書類等への明記を求める指導通知を发出
- 学校法人が財務書類等へ記した対応方針を、文部科学省がまとめて公表する予定

学生・保護者等から信頼を得るためにも経営力を一層強化し、継続的・安定的に質の高い高等教育を提供

2040年～2050年の大学進学率・入学者数推計結果

- 急速な人口減少に伴い、大学進学率の伸長を加味したとしても、**2040年代の各都道府県の大学進学者数の合計は40万人台。**
- 外国人留学生の数を加えても、現在の大学の入学定員の規模が維持された場合には、定員充足率は80%を割る年も見られた。**
- 外国人留学生受入れ推進により、外国人留学生数がOECD並みになったとしても定員充足率は80%を超える程度。**留学生比率がG7並みになったとしても、現在の大学の入学定員の総数（令和4年度 626,532人）と約10万人のギャップがある。**

【外国人留学生比率が現状のまま（3.07%）であった場合】

年	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050
18歳人口	823,382	793,715	800,949	801,455	797,757	797,466	799,003	800,105	800,267	799,364	797,223
進学率	59.61%	59.68%	59.75%	59.82%	59.88%	59.94%	60.00%	60.06%	60.12%	60.17%	60.22%
(a)進学者数	490,781	473,671	478,559	479,415	477,722	478,034	479,436	480,570	481,105	480,972	480,092
(b)留学生等	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096
(c)その他	2,233	2,155	2,178	2,182	2,174	2,175	2,182	2,187	2,189	2,189	2,185
大学入学者数 ((a)+(b)+(c))	510,110	492,922	497,833	498,693	496,991	497,305	498,714	499,852	500,390	500,256	499,372
定員充足率	81.81%	79.05%	79.84%	79.98%	79.71%	79.76%	79.98%	80.17%	80.25%	80.23%	80.09%

【外国人留学生比率がOECD平均（4.77%）となった場合】

年	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050
18歳人口	823,382	793,715	800,949	801,455	797,757	797,466	799,003	800,105	800,267	799,364	797,223
(a)進学者数	490,781	473,671	478,559	479,415	477,722	478,034	479,436	480,570	481,105	480,972	480,092
(b)留学生等	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598	26,598
(c)その他	2,233	2,155	2,178	2,182	2,174	2,175	2,182	2,187	2,189	2,189	2,185
大学入学者数 ((a)+(b)+(c))	519,612	502,424	507,335	508,195	506,494	506,808	508,216	509,355	509,893	509,759	508,875
定員充足率	83.34%	80.58%	81.37%	81.50%	81.23%	81.28%	81.51%	81.69%	81.78%	81.75%	81.61%

【外国人留学生比率がG7平均（8.08%）となった場合】

年	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050
18歳人口	823,382	793,715	800,949	801,455	797,757	797,466	799,003	800,105	800,267	799,364	797,223
(a)進学者数	490,781	473,671	478,559	479,415	477,722	478,034	479,436	480,570	481,105	480,972	480,092
(b)留学生等	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084
(c)その他	2,233	2,155	2,178	2,182	2,174	2,175	2,182	2,187	2,189	2,189	2,185
大学入学者数 ((a)+(b)+(c))	538,098	520,910	525,821	526,681	524,980	525,293	526,702	527,841	528,378	528,244	527,360
定員充足率	86.30%	83.54%	84.33%	84.47%	84.20%	84.25%	84.47%	84.65%	84.74%	84.72%	84.58%

1. 高等教育の在り方を検討する背景・必要性

急速な少子化

- ・**18歳人口は大幅に減少**（1966年：約249万人（最高値）→2022年：約112万人）
- ・**大学進学者は増加**（1966年：約29万人→2022年：約64万人（最高値））
- ・2022年の出生数は77万759人（統計開始以来最少）

→大学進学率の伸びを加味しても、**2040年の大学入学者数は約51万人**、
2050年までの10年間は50万人前後で推移と推計

グランドデザイン答申以降の高等教育を取り巻く変化

- ・コロナ禍を契機とした**遠隔教育の普及**
- ・**国際情勢の不安定化、世界経済の停滞** ・我が国の**研究力の低下**
- ・**学修者本位の教育への転換**など高等教育の質を高める取組の推進
- ・**研究力強化策**の推進（国際卓越研究大学制度等）
- ・**初等中等教育段階の学びの変化**（ICT環境整備、問題発見・課題解決的な学習活動の充実等）
- ・**修学支援新制度**の導入、**低所得者世帯の高等教育進学率の上昇** 等

一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献するため、
人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関の役割が一層重要化。学生が文理横断的に知識、スキル、態度、価値観を身に付け、
真に人が果たすべき役割を実行できる人材を育成することが必要。**リカレント教育**も重要。こうした人材育成が**個人・社会のWell-beingの実現**にも貢献。

2. 主な検討事項

(1) 2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿

- ・**グランドデザイン答申**で示された高等教育の目指すべき姿を前提としつつ、同答申以降の社会的、経済的変化を踏まえ、**これからの時代を担う人材に必要とされる資質・能力の育成**に向け、高等教育機関に関して今後更に取り組むべき具体的方策について検討。
- ・その際、**成長分野をけん引する人材の育成**や**大学院教育の改革**等の重要性にも留意。



各国立大学のミッションの多様化や、学部再編等支援といった動きも

(2) 今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方

- ・2040年以降の我が国の**大学入学者数の減少**や、**地域ごとの高等教育機関を取り巻く状況の違い**等を踏まえ、今後の**高等教育全体の適正な規模**も視野に入れながら、**高等教育へのアクセス確保の在り方**を検討。
- ・特に、学部構成や教育課程の見直しなど**教育研究の充実**や**高等教育機関間の連携強化、再編・統合等の促進、情報公表**等の方策を検討。
- ・その際、地方の高等教育機関が果たす**多面的な役割**も十分考慮。

(3) 国公私の設置者別等の役割分担の在り方

高等教育全体の目指すべき姿の議論においては設置者・機関別の観点も必要。

- ・**国立**：世界最高水準の教育研究の先導や学問分野の継承・発展等
- ・**公立**：地域活性化の推進や行政課題の解決への貢献等
- ・**私立**：高等教育の中核基盤として、専門人材の輩出や多様性確保等
- ・**短大**は地方の進学機会を確保。**高専**は実践的・創造的な技術者の、**専門職大学**は専門職業人の、**専門学校**は地域産業を担う専門人材の輩出に貢献。

こうした期待や変化等を踏まえ、急速な少子化の中での、**設置者別・機関別等の役割分担の在り方**や**果たすべき役割・機能**、その**実現方策**を検討。

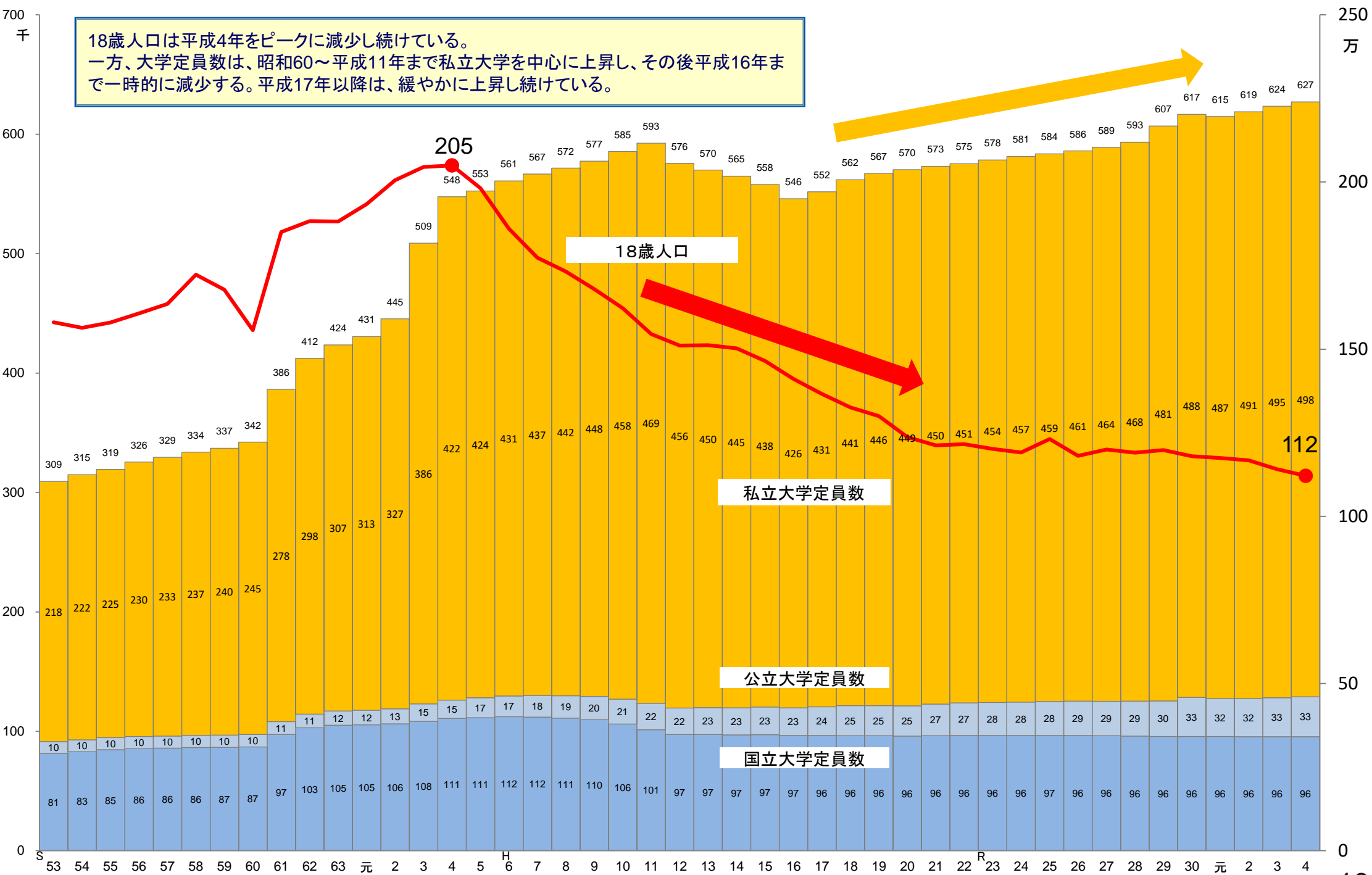
(4) 高等教育の改革を支える支援方策の在り方

- ・検討事項(1)～(3)等を踏まえ、**教育研究を支える基盤的経費**や**競争的研究費等の充実**、**民間からの投資を含めた多様な財源の確保**の観点も含めた、**今後の高等教育機関や学生への支援方策の在り方等**について検討。

參考資料

設置者別大学定員数の推移

18歳人口は平成4年をピークに減少し続けている。
 一方、大学定員数は、昭和60～平成11年まで私立大学を中心に上昇し、その後平成16年まで一時的に減少する。平成17年以降は、緩やかに上昇し続けている。



出典：文部科学省「全国大学一覧」。「学校基本統計」
 ※大学定員数については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)以降の審議の流れ

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月)

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿… 学修者本位の教育への転換…

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置… あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

大学分科会審議まとめ「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」

大学院教育が2040年の需要に役立てていくために、大学院教育の改善方策として、三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、各課程に共通して求められる教育の在り方、各課程ごとに求められる教育の在り方、学位授与の在り方、優秀な人材の進学促進、博士後期課程修了者の進路の確保とキャリアパスの多様化、リカレント教育の充実、人文・社会科学系大学院の課題とその在り方を提言。(答申Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ関連)

大学分科会「教学マネジメント指針」(令和2年1月(追補:令和5年2月))

三つの方針に基づき、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(=教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示した。(答申Ⅲ関連)

大学分科会審議まとめ「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」(令和3年2月)

「教育」と「研究」を両輪とする高等教育の活性化に向けて、教育と研究を一体不可分とした人材育成の在り方、コロナ禍の経験を生かした新たな時代の大学教育への転換、教育研究を担う大学教職員の在り方、大学運営を担う事務職員への期待、組織マネジメントの確立・推進の方向性について提言。(答申Ⅱ関連)

大学分科会審議まとめ「これからの時代の地域における大学の在り方について — 地方の活性化と地域の中核となる大学の実現 —」

地方の活性化と地域の中核となる大学の実現に向けて、地域ならではの人材育成の推進やイノベーションの創出、連携の推進において、大学、国、地方公共団体・産業界等のそれぞれの立場において、具体的に期待される取組を提言。(答申Ⅱ、Ⅳ関連)

大学分科会質保証システム部会審議まとめ「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(令和4年3月)

「大学設置基準」「設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムについて、最低限の水準を厳格に担保しつつ、大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図ることを提言。(答申Ⅲ関連)

大学分科会審議まとめ「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」(令和5年2月)

文理横断・文理融合教育の推進、「出口における質保証」の充実・強化、学生保護の仕組みの整備について提言するとともに、今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセスの確保の在り方等について、現下の極めて急速な少子化の進行等を踏まえ、来期以降の大学分科会において更に掘り下げて議論していくことが必要であるとした。(答申Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ関連)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況①

＜教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－＞

1. 多様な学生 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、あらゆる世代、多国籍の学生が学ぶ

リカレント教育の推進

- 社会人入学者数は、学部段階では約1万9千人と最多【令和3年度】、大学院段階では近年概ね1万7千人前後で横ばい
- 履修証明制度の最低時間数の短縮（120時間→60時間）、履修証明プログラムに係る単位授与・修業年限の通算、学修証明書の交付等ができるよう、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部を改正【令和元年度】

留学生交流の推進 ・大学の国際展開の推進

- コロナ禍前には外国人留学生受入れ30万人を達成【令和元年度】
- 留学生交流に際して保証されるべき高等教育の質を担保するため、ユネスコの東京規約及び世界規約に基づき高等教育資格承認情報センターを設置【令和元年度】
- 国際性向上のため、国際教育連携課程制度（ジョイントディグリー）を見直す大学設置基準等の改正を実施【令和3年度】
ダブルディグリー・ジョイントディグリープログラムの推進【JDプログラム数 H30:15件→R5:27件】
- 近年の国際情勢の変化・変動も含めた内外の経済社会状況を踏まえて、国・地域の特色に応じた留学生の受入れや双方向の国際交流拡大の推進戦略について「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」を取りまとめ【令和5年度】

2. 多様な教員 実務家、若手、女性、外国籍の様々な人材が活躍

教員が不断に多様な教育研究活動を 充実できる環境や仕組みの整備

- 実務家教員の大学教育への参画が促進されるよう大学設置基準改正を実施【令和元年度】
- 多様化する教員の働き方に対応し実務家教員の登用や複数大学等でのクロスアポイントメント等が促進されるよう、従来の専任教員の概念を、学位プログラムに係る責任性を明確化した「基幹教員」に改める大学設置基準改正を実施【令和4年度】

3. 多様で柔軟なプログラム

文理横断、学修の幅を広げる教育、 多様で柔軟な教育プログラムの 充実

- 大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう学部等連係課程制度を創設する大学設置基準改正を実施【令和元年度】
- 多様な学修ニーズに応じるため、「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について」にて柔軟な対応が可能である旨を通知【令和元年度】
- 中央教育審議会大学分科会において、多様化・複雑化する社会経済課題に対応するため従来の専門分野の枠を超えた「文理複眼」的な思考ができる人材の育成について議論したことなどをまとめた「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」を取りまとめた【令和4年度】
- 大学のより先導的な取組を促進するため、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件とする教育課程等に係る特例制度を導入する大学設置基準改正を実施【令和4年度】

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況②

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス 大学内外の人的・物的リソースの効果的共有

「強み」を活かす連携・統合の
仕組みの整備

- 学校法人運営調査における経営指導の充実（経営指導強化指標の設定、きめ細かい集中的な指導等）【令和元年度】
- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、**国立大学の一法人複数大学制度の導入**を可能にするよう、国立大学法人法の一部を改正。【令和2年度】
- 大学、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築**し、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化を図るべく、「**地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン**」を策定【令和2年度】
- 地域の国公立の枠組みを越えた**緊密な連携や機能分担を推進する**大学等連携推進法人**の認定制度を創設【令和3年度】
- 客観的・複眼的な外部からの意見を反映することで、大学運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすべく、**理事に学外者を2人以上含む**よう国立大学法人法を改正【令和元年度】

学外理事の登用

5. 大学の多様な「強み」の強化 人材育成の観点から各機関の「強み」「特色」を明確化し、更に伸長

各機関の「強み」「特色」を明確化

- 3ポリシーに基づく教育課程の編成**等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた**不断の見直し**を行う旨を規定上明確にする大学設置基準改正を実施【令和4年度】

<教育の質の保証と情報公表―「学び」の質保証の再構築―>

○「何を学び、身に付けることができるのか」、「学んでいる学生は成長しているのか」、多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

設置基準の見直し

- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において「**新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）**」を取りまとめ【令和3年度】、**学修者本位の大学教育の実現に向けて大学設置基準等を改正**【令和4年度】

認証評価制度の充実

- 教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設ける観点から、不適合となった大学等に報告又は資料提出を求めるなどの**認証評価制度の改善**を実施【令和元年度】
- 「**新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）**」において、**認証評価制度の改善の方向性をとりまとめ**【令和3年度】

教学マネジメントの確立、
情報公表の更なる充実、
学生調査・大学調査

- 学修者本位の実現を図るための教育改善と社会に対する説明責任を果たしていく大学運営の在り方を示す**教学マネジメント指針を策定**【令和2年度（令和4年度追補）】
- 教学マネジメント指針**において、DPIに定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果、これらを保証する条件として**公表する意義があると考えられる情報を整理**【令和2年度】
- 各大学の教育改善に活かすこと、我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とすること等を目的として**学生目線からの大学教育や学びの実態が把握できるよう全国学生調査（試行実施）を行った**。【令和元,3,4年度】

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況③

＜18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置—あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」—＞

1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

社会人・留学生を含めた多様性のある
キャンパスの実現

- 履修証明制度の最低時間数の短縮（120時間→60時間）、履修証明プログラムに係る単位授与・修業年限の通算、学修証明書の交付等ができるよう、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部を改正【令和元年度】（再掲）
- 教育未来創造会議の第二次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ <J-MIRAI>」において、2033年までに外国人留学生受入れを年間40万人、日本人の海外留学派遣を年間50万人に拡大するという目標を設定【令和5年度】

2. 国公私の役割

2040年を見据え、
規模、分野等の在り方の見直し

- 知識集約型社会において知をリードし、イノベーションを創出する知と人材の集積拠点としての役割を国立大学が担っていくとして、**国立大学改革方針を策定**【令和元年度】
- 国公私の各大学団体における「将来像」がとりまとめられた【平成30年度～令和元年度】

3. 地域における高等教育

国公私を通じた連携で
「知の基盤」を構築

- 「**地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン**」を策定【令和2年度】（再掲）
- 大学等連携推進法人**の認定制度を創設【令和3年度】（再掲）

＜高等教育を支える投資—コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充—＞

民間からの投資や支援

- 国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【令和2年度】
- 国立大学法人が債券発行できる対象事業に「先端的な教育研究」を追加する国立大学法人法施行令改正を実施【令和2年度】
- 大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金につき、一定の要件を満たした場合に寄附額の全額を指定寄付金の対象とする制度改正を実施【令和5年度】

学生支援

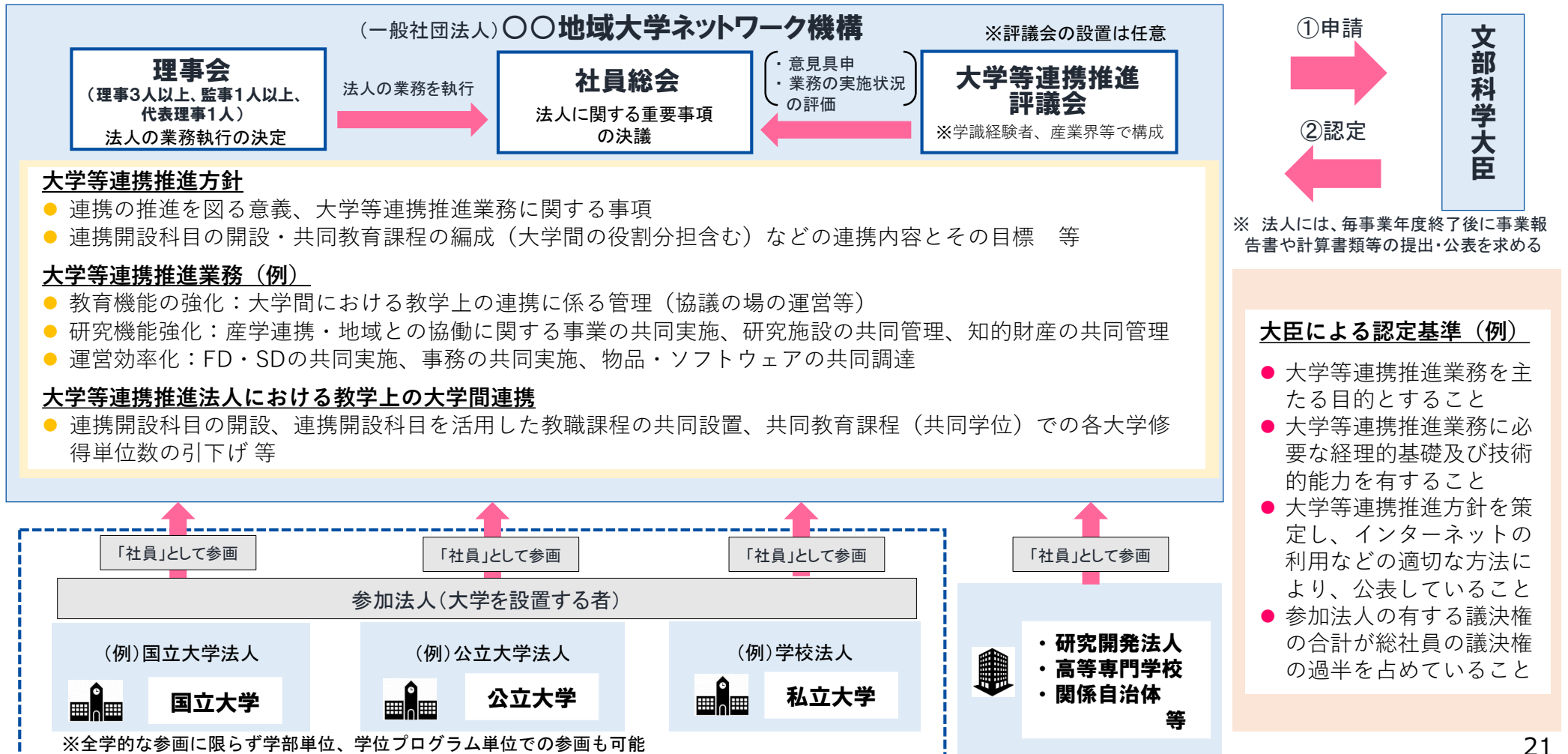
- 意欲ある者が家庭の経済状況にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられるよう、真に支援が必要な低所得世帯の学生等に対して、授業料・入学金の減免と、返還を要しない給付型奨学金の支給を併せて行う**高等教育の修学支援新制度**を開始【令和2年度】

大学等連携推進法人について

(令和3年2月26日公布・施行)

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。



【地域連携プラットフォームの必要性と意義】

(※) ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

- 大学等の高等教育機関は**地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- **地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界**。

- IT技術等の進化により、**地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。
- このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な**関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化**を図っていくことが不可欠。



大学等にとっては、**地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化**や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上



地方公共団体にとっては、大学等の知と人材を活用した**課題解決**や**域内への若者の定着促進**、地域の経済基盤強化と社会の維持・存続



産業界にとっては、**自らのニーズを反映した人材育成**や**共同研究による活性化**、魅力的な雇用の維持・増加

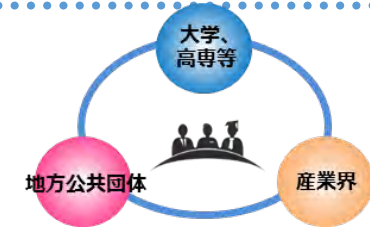
地域連携プラットフォームの体制整備、運営（既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる）

体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与（トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画）

運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効（議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能）
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等



地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

(※) ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学時等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

課題解決のために実行する事項（例）

- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率（特に域内進学率）や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受け入れや社会人向け教育プログラムの開発 等

地域の高等教育機会と人材の確保

高等教育機関との連携による課題解決と地域振興

地域社会の維持・活性化

国立大学の一法人複数大学制度について

経緯

- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。

- ✓ 「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」（経済財政運営と改革の基本方針2018）
- ✓ 「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」（未来投資戦略2018）
- ✓ 「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」（統合イノベーション戦略）
- ✓ 「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し…など…大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」（今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ（平成30年6月 中央教育審議会大学分科会将来構想分科会）

- 制度の設計等について必要な検討を行うため、「国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議」を設置。同会議の検討の結果を踏まえ、一つの国立大学法人が複数の大学を設置できるよう、令和2年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」により国立大学法人法の一部を改正。

これまでの制度の活用状況

	統合前の法人名	統合後の法人名	統合時期
1	国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学	国立大学法人東海国立大学機構	令和2年4月1日
2	国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学	国立大学法人北海道国立大学機構	令和4年4月1日
3	国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学	国立大学法人奈良国立大学機構	令和4年4月1日

学生確保の見通しに関する審査【令和7年度開設審査からの変更点】

1. 施策（教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」抜粋）

- 成長分野への再編等を通じて当該分野における定員増を図る一方で、教育の質や学生確保の見通しが十分ではない大学や学部等の定員増に関する設置認可審査の厳格化を図るなど、少子化を見据えた大学全体としての規模を抑制する仕組みの整備を行う。

2. 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の改正（令和5年3月1日公布）

学生確保の見通しに関する審査の厳格化・適正化に関して、次のとおり改正。【令和7年度開設の大学等の新設に係る審査から適用】

- **学生確保の見通し**（経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあること）**を審査する観点を次のとおり規定。**
 - **大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材に対する需要の動向**
 - **設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果**
 - **既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集に関する取組の効果**
- **申請者が設置する全ての大学の既設の学部**（短期大学又は高等専門学校は学科）**の収容定員充足率が5割を上回ることを求める規定**を追加。
※経過措置として、令和7年度開設の審査においては大学等単位に適用し、法人単位は令和8年度開設の審査から適用

3. 申請者が説明する主な内容（概要）

- 申請書類の作成等に関する手引等において具体的なデータの項目を示しその分析により見込まれる入学者数に関する**より定量的かつ具体的な説明を****求める。**変更点は次のとおり。

	令和7年開設以降（令和5年10月申請以降）
競合校の設定・分析	<ul style="list-style-type: none">● 競合校設定に関する分析内容（新設組織との類似性、誰に訴求するか等）を具体的な観点を示した上で、説明を求める。● 競合校との類似性や新設組織の優位性等の説明を求める。
入学意向に関するアンケート調査 （主に高校2年生を対象）	<ul style="list-style-type: none">● 学校基本調査等のデータを用いて、どの都道府県からどの程度の大学等進学者が見込まれるか分析の上、学生募集地域の妥当性の説明を求める。● アンケートにおいて5つの設問（①進路希望、②設置者、③興味のある学問分野、④受験意向、⑤入学意向）及び選択肢を指定し、それらのクロス集計結果による分析を求める。
学生確保の取組の効果	<ul style="list-style-type: none">● 学生募集のためのPR活動について、既設の組織で取り組んでいる場合はその実績を分析させ、新設組織で同様の取組を実施した場合に見込まれる入学者数の提示を求める。
その他	<ul style="list-style-type: none">● 説明項目及び内容を整理し、順序を改める。● 最低限求めるデータを明示するとともに、その書式を統一する。 （例） 新設組織が置かれる都道府県への入学状況 既設学科等の入学定員充足状況（直近5年間） 既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績 等

4. 審査期間中のフォローアップ

これまで考慮されなかった、審査期間中に実施した学生募集のためのPR活動等の実績を踏まえた分析結果に関する資料を追加提出させる運用に変更し、申請者の説明の機会を増やすなどにより、申請者に寄り添った仕組みを取り入れ、より丁寧な審査を実施する。

私立大学等経常費補助金のメリハリある配分について

私立大学等経常費補助金の配分について、従来より 1.教育条件・2.財政状況・3.情報公開・4.教育の質に係る項目に基づき、一般補助のメリハリある配分を実施するとともに、その評価項目及び増減率についても見直しを実施。 今後も引き続き、必要な見直しを検討。

補助金基準額に対するメリハリによる増減（令和5年度）

1. 教育条件に関すること

- ① 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合 [+9%~▲50%]
- ② 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数 [+6%~▲16%]

2. 財政状況に関すること

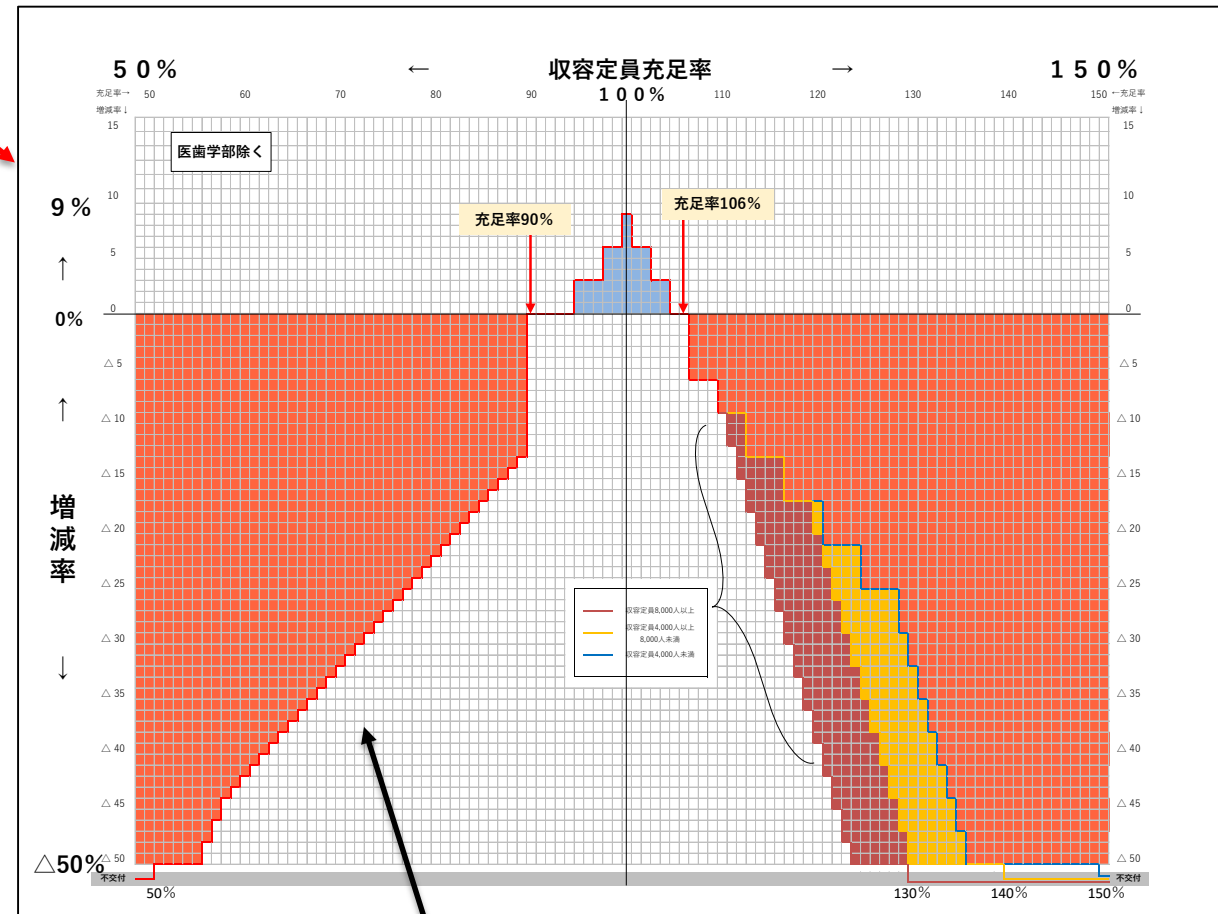
- ③ 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合
[+15%~▲45%]
- ④ 教職員給与指数 [0%~▲15%] 〔教員・職員それぞれ
0%~▲7.5%〕
- ⑤ 収入超過状況 [0%~▲100%]
- ⑥ 高額給与支給 [0%~▲35%]

3. 情報の公表の実施状況に関すること

- ⑦ 教育研究上の基礎的な情報 [0%~▲50%]
- ⑧ 修学上の情報等 [0%~▲50%]
- ⑨ 財務情報 [0%~▲50%]

4. 教育の質に係る客観的指標に関すること

- ⑩ 全学的チェック体制、教職員の質的向上等体制、カリキュラムマネジメント体制、学生の学び質保証体制 [+6%~▲6%]



※ 定員未充足については、これまでも段階的に減額率を強化してきており、令和5年度にも更に減額率を強化。

時代と社会のニーズに対応する私立大学等への転換支援パッケージ

- ✓ 令和6年度～令和10年度（5年間※予定）を「集中改革期間」と位置づけ、時代と社会のニーズの変化を踏まえつつ、**将来を見据えたチャレンジや経営判断**を行う私立大学・短大・高専への総合的支援を充実することにより、**主体的な改革を後押し**することが必要。
- ✓ そのために必要となる環境整備等を行う観点から、私立大学等経常費補助金に係る令和6年度概算要求において、次の方策を実施。

新規

1. 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援（令和6年度要求・要望額 35億円）

少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、**将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現**を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について、継続的に支援する。

※ 複数年の将来計画を有識者が審査・選定。選定大学等に対し、文部科学省・私学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備。

メニュー1

少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、
私立大学等戦略的経営改革支援

※ 50校 × 1,000万円～3,000万円程度 + 一般補助における増額

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、**社会・地域等の未来に不可欠な専門人材**（グローバルな学生や社会人学生などを含む）の育成を担う事を目的とし、**教育・研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化を図ること等により、未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革を行う、キラリと光る大学/短大/高専（中・小規模中心）**を支援。

メニュー2

複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた
経営改革支援

※ 10グループ × 5,000万円程度 + 一般補助における増額

特に学校運営面において、**複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現し、機能の共同化・高度化を図る経営改革を支援。**

※ 本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方を検討

新規

2. 成長分野等への組織転換促進のための支援 （令和6年度要求・要望額 一般補助2,833億円の内訳）

成長分野等への組織転換を促進するため、**理工農系学部等**について、学部等設置以降、完成年度を迎えるまでの設置計画履行期間中に必要な経常的経費について支援する。

新規

3. 定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援 （令和6年度要求・要望額 一般補助2,833億円の内訳）

定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、経営改善計画に位置付けた上で、運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、**学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援する。**

新規

4. 私立大学等経営DX推進事業費補助 （令和6年度要求・要望額 1億円）

将来を見据えたチャレンジや経営判断を行う私立大学等への総合的支援を行う基盤として、**各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築**などにより、次の取組を推進。（「私学経営DX」）

- ① 社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、**改革・改善の機を失わない主体的な経営判断**
- ② より客観的な経営診断を踏まえた、文部科学省・私学事業団による「**アウトリーチ型支援**」（連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援など）

継続

5. 私立大学等改革総合支援事業 （令和6年度要求・要望額 112億円(前年同額)）

未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、**自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等**を支援。

- ※ ① 特色ある教育の展開、② 高度な研究の展開、③ 地域社会の発展への貢献、④ 社会実装の推進 の4タイプを設定（複数タイプの選定可）
- ※ 各タイプ50～100件程度 × 約1,000万～2,500万円 + 一般補助における増額
- ※ 毎年度、各タイプごとの特色を踏まえ、客観的・定量的に把握可能な、改革に係る総合的な体制整備等の状況を事後的に評価し、選定。

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

・教育の質の向上

- 就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上 ※2018 年度実績：97.7%→毎年度：前年度実績を上回る
- 大学卒業者の就職・進学等率の向上 ※2017 年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る
- 学部の壁を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上 ※2016 年度実績：37.3%→毎年度：前年度実績を上回る

・被引用回数トップ 10%論文数の割合の増加（現状値 2018-20 年:8.2%）

・企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025 年度までに、大学・国立研究開発法人等への投資(共同研究受入額)を3 倍増→「第6 期科学技術・イノベーション基本計画」による目標値は 2025 年度までに、対 2018 年度比で約 7 割増加(2018 年度実績：884 億円、2025 年度目標値：1,467 億円)

K P I 第2 階層	K P I 第1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人の寄附金収入増加 【2021 年度から 2025 年度までに、年平均 5%の増加】 ○研究大学における、35～39 歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合 【2025 年度までに、2019 年における割合の 1 割増以上】 ○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たり TOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営費交付金の客観・共通指標の実績を学内の戦略的な予算配分に活用する国立大学の割合 【毎年度、前年度の実績を上回る】 ○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標） 【2026 年度までに 80%】 ○各種イベント等に参加した生徒、教員及び保護者の数 【一】 	5-1. 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し			
		(大学の改革インセンティブにつながる国立大学法人運営費交付金の配分及び大学評価制度の改善)			
		a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文、卒業・修了者の就職・進学等の状況、大学院も含めた教育改革の取組状況など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。(2027 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標により評価を実施。(2027 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
c. 関係審議会での審議を踏まえ、認証評価制度に係る必要な制度改正等を検討。 《所管省庁：文部科学省》	→	→			

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合 【前年度以上】</p>		<p>(大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化) d. 意欲的な改革に取り組む私立大学の後押しとなるよう、連携・統合等に関する事例収集・周知等を進める等、経営力の向上に向けた必要な支援を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(理工系学部における女子学生の割合向上) e. 女子生徒等の適切な理系分野への進路選択を促進するため、大学等による多様なロールモデルの提示、女子生徒を対象とした出前授業、教員に対する情報提供などの取組を引き続き支援。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(成長分野への大学・高専の学部再編促進等) f. デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を2032年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加【再掲】 【2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加】</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合【再掲】 【2025年度までに、2019年における割合の1割増以上】</p> <p>○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上 【再掲】 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】</p>	<p>○監事を常勤化した国立大学法人の割合 【2026年度までに100%】</p> <p>○経営判断への活用に向けて、決算情報と教育研究等の成果実績等の比較分析を実施する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】</p> <p>○中長期的に目指すべき理想の年代構成を定め実績とともに公表する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】</p>	<p>5-2. 国立大学改革の加速</p> <p>a. ガバナンス体制の改善、会計制度・会計基準の改善、人事給与マネジメント改革の推進等の国立大学改革を進める。 (2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響を評価できる指標を開発する。 【2023年度中に設定】</p>	<p>○大学等における、主に社会人を対象としたプログラム提供割合 【増加】</p> <p>○実務家教員を育成するための大学等における研修プログラムの修了者数【増加】</p> <p>○社会人の学びのポータルサイト「マナビス」に掲載されている大学・専修学校等の社会人向けプログラム数 【増加】</p> <p>○学びに関する情報アクセスに課題を抱える社会人の割合 【減少】</p>	<p>5-3. リカレント教育の推進</p> <p>a. 大学等を活用した産学連携による実践的・専門的な教育プログラムの開発・拡充を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>b. リカレント教育を支える専門人材(実務家教員)の育成を行う。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>c. リカレント教育推進のための学習基盤の整備(社会人の学びのポータルサイトの充実等)を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
<p>○定員充足率 80%未満で赤字経営となっている大学について</p> <p>①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※定員充足率 80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均： 2021年度：155千円 (全大学平均：136千円)</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2022年度予算：▲6%～+6% (※2018年度予算：▲2%～+2%) 【一】</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率 90%未満の私立大学の割合 【2023年度までに13.1%】</p> <p>※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数 【2023年度までに18校】</p>	<p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>a. 2019年度に行ったメリハリある配分強化(定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等)の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>b. 私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討。 《所管省庁：文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>